

令和元年度指定自立支援医療機関 (更生医療) 医事担当者等説明会

【 参 考 資 料 】

■ 共通事項

P 1 県、市町村問い合わせ窓口一覧

1 自立支援医療（更生医療）総論関連

P 2 自立支援医療費の支給認定について（厚生労働省通知）

P 4 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（厚生労働省通知）

2 自立支援医療（更生医療）意見書関連

掲載なし

3 自立支援医療（更生医療）同時申請関連

掲載なし

4 指定自立支援医療機関の指定、更新等関連

P 9 指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）一覧

P 1 6 指定自立支援医療機関の指定について（厚生労働省通知）

P 2 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程

P 2 3 大分県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

P 2 8 大分県記入要領・様式（新規・医師の変更等）

P 4 0 大分県記入要領・様式（更新）

P 4 5 大分県記入要領・様式（変更の届出）

P 5 0 大分市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定手続要領

5 じん臓の機能障害関連

P 8 9 じん臓機能障害者に対する更生医療の給付について

県 問い合わせ先 窓口一覧

No	所 掌 事 項	所	属	電 話 番 号
1	・障害者総合支援法の解釈 ・指定自立支援医療機関の指定 更新、変更 等	障 害 福 祉 課	管 理 ・ 計 画 班	097-506-2723
2	・更生医療の認定に係る判定	大分県こころとからだの相談支援センター (大分県身体障害者更生相談所)		097-542-1209

各市町村 問い合わせ先 窓口一覧

No	所 掌 事 項	市 町 村	所 属	電 話 番 号
1	・更生医療支給申請書等の受付 ・更生医療の支給決定 ・受給者証の交付 等	大 分 市	障 害 福 祉 課	097-537-5786
2		別 府 市	障 害 福 祉 課	0977-21-1413
3		中 津 市	社 会 福 祉 課	0979-22-1111
4		日 田 市	社 会 福 祉 課	0973-22-8290
5		佐 伯 市	障 が い 福 祉 課	0972-22-4514
6		臼 杵 市	福 祉 課	0972-63-1111
7		津 久 見 市	社 会 福 祉 課	0972-82-9519
8		竹 田 市	社 会 福 祉 課	0974-63-4811
9		豊 後 高 田 市	社 会 福 祉 課	0978-25-6178
10		杵 築 市	福 祉 推 進 課	0977-75-2405
11		宇 佐 市	福 祉 課	0978-27-8141
12		豊 後 大 野 市	社 会 福 祉 課	0974-22-1001
13		由 布 市	福 祉 課	097-582-1265
14		国 東 市	福 祉 課	0978-72-5164
15		姫 島 村	住 民 福 祉 課	0978-87-2278
16		日 出 町	福 祉 対 策 課	0977-73-3126
17		九 重 町	健 康 福 祉 課	0973-76-3821
18		玖 珠 町	福 祉 保 健 課	0973-72-1115

障発第0303002号

平成18年3月3日

(改正 障発0113第2号 平成23年1月13日)

(改正 障発0322第1号 平成24年3月22日)

(改正 障発0315第3号 平成25年3月15日)

(改正 障発0124第6号 平成26年1月24日)

(改正 障発1001第4号 平成26年10月1日)

(改正 障発0329第9号 平成27年3月27日)

(改正 障発1112第7号 平成27年11月12日)

(改正 障発0328第1号 平成28年3月28日)

(改正 障発0330第2号 平成30年3月30日)

(改正 障発0628第4号 平成30年6月28日)

(改正 障発0823第1号 平成30年8月23日)

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

自立支援医療費の支給認定について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく自立支援医療については、本年4月1日から施行されるところであるが、標記について、自立支援医療費支給認定通則実施要綱（別紙1）、自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱（別紙2）、自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（別紙3）及び自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱（別紙4）を作成したので、本年4月1日から、これらを参考に支給認定を行うとともに、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮を願いたい。

なお、昭和62年7月3日児発第593号「身体に障害のある児童に対する育成医療の給付について」、平成5年3月30日社援更発第89号「更生医療の給付について」、昭和40年9月15日衛発第648号「精神保健及び精神

障害者福祉に関する法律第32条に規定する精神障害者通院医療費公費負担の事務取扱いについて」及び昭和59年10月25日社更発第169号「更生医療の給付に係るいわゆる自己負担額の算定方法について」は、本通知の施行に伴い廃止する。

また、昭和45年10月21日社更発第89号「先天性心臓疾患による心臓機能障害者に対する更生医療の給付について」、昭和54年5月10日社更発第56号「じん臓機能障害者に対する更生医療の給付について」、昭和55年5月20日社更発第82号「更生（育成）医療における形成外科的治療を担当する医療機関の指定について」、昭和57年3月23日社更発第43号「音声・言語機能障害を伴う唇顎口蓋裂の歯科矯正」の更生（育成）医療を担当する医療機関の指定について」、昭和61年9月22日社更発第158号「小腸機能障害者に対する更生医療の給付について」及び平成10年4月8日障発第230号「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害者に対する更生医療の給付について」に定める更生医療の給付の決定等については、本通知手続を参考にして行われたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙 3

自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に基づく自立支援医療費（更生医療）（以下単に「更生医療」とする。）の支給認定（以下「支給認定」という。）についての事務手続及び運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。

第1 定義

- 1 指定自立支援医療の提供を受ける障害者を「受診者」という。
- 2 自立支援医療費の支給を受ける者を「受給者」という。
- 3 自立支援医療費の支給認定の申請を行おうとする者又は行った者を「申請者」という。
- 4 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。
- 5 申請者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第29条第1項に規定する支給認定基準世帯員で構成する世帯（自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯）を「世帯」という。

第2 更生医療の対象

更生医療の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。

- 1 更生医療の対象となる障害は、次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の18で定めるものであること。
 - （1）視覚障害によるもの
 - （2）聴覚、平衡機能の障害によるもの
 - （3）音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
 - （4）肢体不自由によるもの
 - （5）心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）
 - （6）ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）
- 2 更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が永続するものに限られること。また、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られることから、当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分については、更生医療の対象にならないこ

と。内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのもものは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

3 自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は以下のとおりとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

第3 支給認定の申請

支給認定の申請は、施行規則第35条に定めるところによるが、その具体的事務処理は次によること。

1 申請に当たっては、申請書に指定自立支援医療機関において更生医療を主として担当する医師の作成する意見書（以下「医師の意見書」という。）、身体障害者手帳の写し、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など医療保険の加入関係を示すもの（以下「被保険者証等」という。）並びに受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯の証明書、市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料）のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）に申請させること。

2 医師の意見書は、支給認定に当たっての基礎資料となるものであるから、指定自立支援医療機関において更生医療を主として担当する医師が作成したものである必要があること。

3 市町村長は、所定の手続による申請を受理した場合は、備付けの自立支援医療申請受理簿に記入し、かつ、申請者が申請の資格を有するか否かを検討し、申請の資格を有すると認められた者については、身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）の長に対し、更生医療の要否等についての判定（以下「判定」という。）を依頼するとともに、必要に応じ、申請者に期日を指示し、更生相談所に来所させること。

第4 更生医療の要否の判定

1 判定の依頼を受けた更生相談所の長は申請者について判定を行い、判定書及び付

属書類を作成し市町村長に送付すること。

- 2 判定は、申請者について、医学的に支給認定を行うかどうかについての的確な判定を行い、更生医療を必要とすると認められた者については、医療の対象となる障害の種類、令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者（以下「重度かつ継続」という。）の対象疾病であるか否か、具体的な治療方針、入院又は通院回数等の医療の具体的な見通し及び更生医療によって除去軽減される障害の程度について具体的に判断を行うとともに、支給に要する費用の概算額の算定を行うこと。

なお、自立支援医療費の支給に要する費用の概算額は、健康保険診療報酬点数表を用いて、指定自立支援医療機関において実施する医療の費用（食事療養及び生活療養の費用を除く。）について算定すること。また、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の対象者の更生医療については、高齢者の療養の給付に要する費用の額の算定方法及び診療方針の例によって行うものとする。

第5 支給認定

- 1 市町村長は、更生相談所の判定の結果、更生医療を必要とすると認められた申請者について、支給認定を行い、自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）を交付すること。

また、判定の結果、更生医療を必要としないと認められた者については本要綱第3の3の却下手続に準じて通知書を交付すること。

なお、支給認定の際に指定自立支援医療機関において実施する医療以外に移送等を必要とすると認められた者については、それらに要する費用額の算定を行った調査書を作成すること。

- 2 受給者証の交付に当たっては、「世帯」の所得状況及び更生相談所の判定書に基づき、重度かつ継続への該当の有無の判断及び自立支援医療費支給認定通則実施要綱第2に定める負担上限月額の設定を行った上で、施行規則の定めるところにより、受給者証を交付すること。また、必要に応じ自己負担上限額管理票を申請者に交付すること。なお、認定を必要としないと認められる場合については認定しない旨、通知書を申請者に交付すること。

- 3 更生医療の提供に関する具体的方針は、判定書に基づき、受給者証裏面に詳細に記入すること。

- 4 自立支援医療費の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に関する費用に限られること。

- 5 支給認定の有効期間が必要以上に長期に及ぶことは、予算の適正化の見地から厳に戒むべきところであるので、有効期間は原則3か月以内とし、有効期間が3か月以上に及ぶ支給認定を行うに当たっては、特に慎重に取り扱われたいこと。なお、腎臓機能障害における人工透析療法及び免疫機能障害における抗HIV療法等治療が長期に及ぶ場合についても最長1年以内とすること。

- 6 更生医療を受ける指定自立支援医療機関の指定は同一受診者に対し原則1か所とすること。ただし、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合に限り、例外的に複数指定することを妨げない。

- 7 受診者が死亡した場合又は医療を受けることを中止した場合は、交付していた受給者証を速やかに市町村長に返還させること。

第6 更生医療の再認定及び医療の具体的方針の変更

- 1 支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書、被保険者証等及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、更生相談所の長に対し、再認定の要否等についての判定を依頼するとともに、更生相談所の判定の結果、再認定が必要であると認められるものについて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨、本要綱第5の2の却下手続に準じて通知書を交付すること。
- 2 有効期間内における医療の提供に関する具体的方針の変更について、変更の申請書に変更の必要性を詳細に記した医師の意見書を添付の上、市町村長あて申請すること。市町村長は、更生相談所の長に対し、変更の要否等についての判定を依頼するとともに、更生相談所の判定の結果、変更が必要であると認められるものについて、変更後の新たな受給者証を交付すること。
なお、医療の具体的方針の変更の効力の始期は、変更を決定した日以降とすること。また、変更を必要としないと認められるものについては認定しない旨、本要綱第5の2の却下手続に準じて通知書を交付すること。

第7 自立支援医療費の支給の内容等

- 1 市町村長は、支給認定を受けた者が更生医療を受けた指定自立支援医療機関に対し、必要に応じ、治療経過・予定報告書（以下「報告書」という。）の提出を求めること。ただし、当該指定自立支援医療機関が薬局である場合はその必要はないこと。
- 2 緊急かつやむを得ない事情により、支給認定の有効期間を延長する必要があると指定自立支援医療機関が認める場合には、報告書にその旨を記入して提出させること。この場合において単なる期間延長として認められる期間は2週間以内とし、かつ、1回に限ることとし、なお、更生相談所における判定は要せず、市町村長の判断により期間延長の承認を行って差し支えないこと。2週間以上の期間を要するものについては、再認定として本要綱第6の1の取扱いによること。
- 3 自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は、本要綱第2のとおりであるが、それらのうち治療材料等の取扱いについては、次によること。
 - (1) 自立支援医療費の支給は、受給者証を指定自立支援医療機関に提示して受けた更生医療に係る費用について、市町村が当該指定自立支援医療機関に支払うことにより行うことを原則とする。
 - (2) 治療材料費は、治療経過中に必要と認められた医療保険適用のものであり、最少限度の治療材料及び治療装具のみを支給すること。

なお、この場合は現物給付をすることができること。また、運動療法に要する器具は指定自立支援医療機関において整備されているものであることから支給は認められないこと。

- (3) 移送費の支給は、医療保険による移送費を受けることができない者について、受診者を移送するために必要とする最小限度の経費を支給することとする。移送費等の支給申請は、その事実について指定自立支援医療機関の医師の証明書等を添えて、申請者から市町村長に申請させること。なお、家族が行った移送等の経費については認めないこと。
- (4) 施術はマッサージのみ認めることとし、この場合は当該指定自立医療機関にマッサージ師がなく、かつ、担当の医師の処方に基づいて指定する施術所において施術を受ける場合にのみ、その費用を支給すること。
- (5) 施術料及び治療材料費の費用の算定は次によること。
 - ア 施術料は保険局長通知「はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」により算定すること。
 - イ 治療材料費の算定は、健康保険の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例によること。

第8 指定自立支援医療機関における診療報酬の請求及び支払

診療報酬の請求は、診療報酬請求書に診療報酬明細書を添付のうえ、当該指定自立支援医療機関所在地の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提出させること。

第9 診療報酬の審査、決定及び支払

- 1 診療報酬の審査については「自立支援医療（育成医療・更生医療）の支給に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務の社会保険診療報酬支払基金への委託について」（社援発0322第4号平成24年3月22日厚生労働省社会・援護局長通知）及び「自立支援医療（育成医療・更生医療）の給付に係る診療報酬の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」（社援更発第25号平成5年2月15日厚生労働省社会・援護局長通知）の定めるところによること。
- 2 診療報酬の額の決定は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこと。

自立支援医療の指定医療機関

育成医療・更生医療を担当する指定医療機関

病院・診療所(95事業所)

(令和2年1月現在)

市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生	医療の種類
大分市	明野中央病院	明野東2-7-33	097-558-3211	育成	更生	整形外科
	大分岡病院	西鶴崎3-7-11	097-522-3131	育成	更生	口腔
				育成	更生	形成外科
				育成	更生	心臓脈管外科
				育成	更生	腎臓
				育成	更生	歯科矯正
	大分記念病院	羽屋9組5	097-543-5005		更生	腎臓
					更生	免疫
	大分県立病院	豊饒476	097-546-7111	育成	更生	整形外科
				育成	更生	眼科
				育成	更生	耳鼻咽喉科
				育成	更生	中枢神経 (休止中)H31.3~
				育成	更生	心臓脈管外科
				育成	更生	腎臓
				育成	更生	小腸
				育成	更生	免疫
	大分三愛メディカルセンター	市字大坪1213	097-541-1311		更生	整形外科
					更生	脳神経外科
					更生	腎臓

市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生	医療の種類
大分市	大分市医師会立アルメイダ病院	宮崎1509-2	097-569-3121	育成	更生	形成外科
	大分整形外科病院	岩田町1-1-41	097-552-5151	育成	更生	整形外科
	大分赤十字病院	千代町3-2-37	097-532-6181	育成	更生	口腔
				育成	更生	腎臓
				育成	更生	腎移植
	大分矯正歯科	末広町1-1-32末広ビル6F	097-576-7182	育成	更生	歯科矯正
	大分内科腎クリニック	顕徳町3-1-5	097-535-1565		更生	腎臓
	大分中村病院	大手町3-2-43	097-536-5050	育成	更生	整形外科
				育成	更生	形成外科
				育成	更生	腎臓
	大分循環器病院	太平町4組	097-544-8800		更生	腎臓
					更生	心臓脈管外科
	大内矯正歯科	府内町1-4-8生野ビル2階	097-538-1123	育成	更生	歯科矯正
	かさぎ泌尿器科医院	中戸次4840-3	097-586-7117	育成	更生	腎臓
	河野泌尿器科医院	賀来北3-4-12	097-586-0121		更生	腎臓
	矯正歯科スマイル・クリニック	金池町2-1-19	097-532-3100	育成	更生	歯科矯正
	国東循環器クリニック	上宗方417-6	097-541-4886	育成	更生	腎臓
	佐賀関病院	佐賀関750-88	097-575-1172	育成	更生	腎臓
	椎迫泌尿器科	三芳1055-2	097-573-5686	育成	更生	腎臓
	仁医会病院	古国府781-3	097-544-7171	育成	更生	腎臓
諏訪の杜病院	津守888-6	097-567-1277	育成	更生	腎臓	
ビューティースマイル高橋歯科医院	東浜2-6-7	097-558-1324	育成	更生	歯科矯正	

市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生	医療の種類
大分市	たかはし泌尿器科医院	寒田1116-10	097-569-8039		更生	腎臓
	塚川第一病院	東春日町5-25	097-532-0234		更生	腎臓
	天心堂へつぎ病院	中戸次5956	097-597-5777	育成	更生	腎臓
	(独)国立病院機構大分医療センター	横田2-11-45	097-593-1111	育成	更生	整形外科 (休止中)H31.3~
				育成	更生	腎臓
	どんぐりの杜クリニック	津守828-3	097-567-2737	育成	更生	腎臓
	永富記念病院	玉沢78	097-548-7733	育成	更生	整形外科
	萩原かわの歯科	新栄町2-10	097-558-7884	育成		歯科矯正
	星野泌尿器科医院	今津留3-2-1	097-552-0006	育成	更生	腎臓
	ホワイト矯正歯科医院	宮崎835-2	097-567-7733	育成	更生	歯科矯正
	松岡メディカルクリニック	松岡1824-1	097-524-6777		更生	整形外科
					更生	腎臓
	松本内科循環器科クリニック	下郡北3-21-25	097-554-3200		更生	腎臓
	松山医院大分腎臓内科	田尻457-1	097-541-1151	育成	更生	腎臓
三好内科・循環器科医院	丹川372-1	097-593-0024	育成	更生	腎臓	
別府市	大分県厚生連鶴見病院	鶴見4333	0977-23-7111	育成	更生	腎臓
	兼子矯正歯科クリニック	田の湯町10-29丸子ビル2階	0977-23-8757	育成	更生	歯科矯正
	清瀬病院	野口中町4-8	0977-25-1555		更生	腎臓
	黒木記念病院	照波園町14-28	0977-67-1211	育成	更生	整形外科
	古城循環器クリニック	石垣東6-3-24	0977-25-3811	育成	更生	腎臓
	児玉病院	亀川四の湯町5-19	0977-67-1611	育成	更生	腎臓
	国家公務員共済組合連合会新別府病院	鶴見3898	0977-22-0391	育成	更生	心臓血管外科
	(独)国立病院機構別府医療センター	内竈1473	0977-67-1111	育成	更生	眼科
育成				更生	耳鼻咽喉科	

市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生	医療の種類
別府市	(独)国立病院機構別府医療センター	内竈1473	0977-67-1111	育成	更生	整形外科
				育成	更生	中枢神経
				育成	更生	心臓脈管外科
				育成	更生	腎臓
				育成	更生	免疫
	(独)西別府病院	鶴見4548	0977-24-1221	育成	更生	免疫
	中村病院	秋葉町8-24	0977-23-3121	育成	更生	腎臓
				育成	更生	整形外科
	農協共済別府リハビリテーションセンター	鶴見1026-10	0977-67-1711	育成	更生	整形外科
	別府中央病院	北的ヶ浜町5-19	0977-24-0001	育成	更生	腎臓
別府発達医療センター	鶴見4075-1	0977-22-4185	育成	更生	整形外科	
B&A矯正歯科クリニック	南立石字中津留2171-21	0977-26-3321	育成	更生	歯科矯正	
九州大学病院別府病院	鶴見字鶴見原4546	0977-27-1600	育成	更生	整形外科	
別府湾腎泌尿器病院	北石垣深町851	0977-66-4111	育成	更生	腎臓	
			育成	更生	腎移植	
中津市	梶原病院	中殿町3-29-8	0979-22-2535	育成	更生	腎臓
	川鳶整形外科病院	宮夫17	0979-24-0464	育成	更生	整形外科
	中津市立中津市民病院	下池永173	0979-22-2480	育成	更生	心臓脈管外科
				育成	更生	腎臓
	中津第一病院	宮夫252-2	0979-23-1123	育成	更生	腎臓
村上記念病院	諸町1799	0979-23-3333	育成	更生	腎臓	
日田市	大分県済生会日田病院	三和643-7	0973-24-1100	育成	更生	腎臓
	中川泌尿器科	上野町泉601-1	0973-24-5255	育成	更生	腎臓
	日田中央病院	淡窓2-5-17	0973-23-3181	育成	更生	腎臓

市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生	医療の種類
佐伯市	南海医療センター	常盤西町11-20	0972-22-0547	育成	更生	心臓脈管外科
				育成	更生	腎臓
	つつみ泌尿器科医院	城下西町1-12	0972-20-3232		更生	腎臓
	長門記念病院	鶴岡町1-11-59	0972-24-3000	育成	更生	整形外科
	西田病院	鶴岡西町2-266	0972-22-0180	育成	更生	整形外科
育成				更生	腎臓	
やつか整形外科	大手町3-4-3	0972-25-0117	育成	更生	整形外科	
臼杵市	うすきメディカルクリニック	臼杵字州崎72-32	0972-63-3666	育成	更生	腎臓
	臼杵病院	江無田1154-1	0972-83-8100		更生	腎臓
津久見市	津久見市医師会立津久見中央病院	千怒6011	0972-82-1123	育成	更生	腎臓
	ふかえ歯科医院	中田町1-4	0972-82-1002	育成	更生	歯科矯正
竹田市	大久保病院	久住町栢木6026-2	0974-64-7777	育成	更生	整形外科
	竹田クリニック	会々1636-10	0974-64-9000	育成	更生	腎臓
	竹田医師会病院	拝田原448	0974-63-3241	育成	更生	整形外科
豊後高田市	高田中央病院	新地1176-1	0978-22-3745	育成	更生	整形外科
				育成	更生	腎臓
	玄々堂高田病院	界378-2	0978-22-1134	育成	更生	腎臓
杵築市	杵築泌尿器科クリニック	大内4526-3	0978-63-3900	育成	更生	腎臓
	杵築市立山香病院	山香町大字野原1612-1	0977-75-1234	育成	更生	腎臓
	杵築中央病院	杵築120	0978-62-3080	育成	更生	腎臓
宇佐市	宇佐矯正歯科クリニック	辛島167	0978-33-3748	育成	更生	歯科矯正
	賀来内科医院	北宇佐1621-1	0978-37-1114		更生	腎臓
	くぼたクリニック	上田81-1	0978-34-0030	育成	更生	腎臓
	玄々堂整形外科	石田33-2	0978-33-2700	育成	更生	整形外科

市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生	医療の種類
宇佐市	玄々堂泌尿器科	四日市19-1	0978-34-0120	育成	更生	腎臓
	宗像医院	下時枝549	0978-32-0281	育成	更生	腎臓
豊後大野市	福島病院	三重町市場231	0974-22-3321	育成	更生	腎臓
	豊後大野市民病院	緒方町馬場276	0974-42-3121		更生	整形外科
					更生	腎臓
	帰巖会 みえ病院	三重町赤嶺1250-1	0974-22-2222	育成	更生	整形外科
				更生	腎臓	
由布市	岩男病院	湯布院町川上3059-1	0977-84-3101		更生	腎臓
	大分大学医学部附属病院	挾間町医大ヶ丘1-1	097-549-4411	育成	更生	眼科
				育成	更生	耳鼻咽喉科
				育成	更生	口腔
				育成	更生	整形外科
				育成	更生	形成外科
				育成	更生	脳神経外科
				育成	更生	心臓血管外科
				育成	更生	腎臓
				育成	更生	腎移植
				育成	更生	免疫
育成	更生	肝臓				
湯布院病院	湯布院町川南252	0977-84-3171	育成	更生	整形外科	
国東市	あおぞら病院	国東町小原2650	0978-72-0455	育成	更生	腎臓
	国東市民病院	安岐町下原1456	0978-67-1211	育成	更生	腎臓
				育成	更生	口腔
メープル尽クリニック	安岐町下原381-1	0978-67-2800	育成	更生	腎臓	

市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生	医療の種類
日出町	こうまつ循環器科内科クリニック	日出町3852-6	0977-73-0077		更生	腎臓
	鈴木病院	日出町3904-6	0977-73-2131		更生	腎臓
	サンライズ酒井病院	日出町3156-1	0977-72-2266	育成	更生	整形外科
玖珠町	友成医院	玖珠町塚脇128-2	0973-72-0330	育成	更生	腎臓

障精発第 0303005 号
平成 18 年 3 月 3 日

(最終改正 障精発 0919 第 1 号 平成 30 年 9 月 19 日)

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害保健福祉主管部 (局) 長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神保健福祉課長

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の指定について、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（別紙 1）及び指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領（別紙 2）を作成したので、自立支援医療の給付水準の確保、指定事務の円滑かつ適正な運営を期するため、貴職におかれても、これを参考としつつ遺漏なきよう努めるとともに、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、平成 13 年 3 月 30 日障精発第 19 号「更生医療担当医療機関の指定について」は廃止する。

また、昭和 55 年 5 月 20 日社更発第 82 号「更生（育成）医療における形成外科的治療を担当する医療機関の指定について」及び昭和 57 年 3 月 23 日社更発第 43 号「音声・言語機能障害を伴う唇顎口蓋裂の歯科矯正」の更生（育成）医療を担当する医療機関の指定については、本通知手続きを参考にして行うものであること。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療） 指定要領

第1 指定・変更・更新の申請及び変更の届出の事務

1 指定・変更の申請の事務

- (1) 法第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第57条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式1により医療機関（診療所、薬局、指定訪問看護事業者等、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を含む。）の所在地の都道府県知事（指定都市、中核市にあっては市長。以下同じ。）へ提出させること。

なお、指定の申請の際に、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請書にその旨を明記させることとし、特段の申出がない場合については、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱うこと。

- (2) 指定自立支援医療機関の指定を受けた事項のうち、規則第57条第1項第5号に規定する担当しようとする自立支援医療の種類を変更（例えば、整形外科に関する医療から形成外科に関する医療への変更）しようとする者（以下「変更申請者」という。）からの変更の申請（以下「変更申請」という。）は別紙様式1により当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に提出させること。
- (3) 都道府県知事は、上記（1）及び（2）の申請があった場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式4により速やかに申請者又は変更申請者へ通知すること。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とすること。

2 変更の届出

- (1) 指定自立支援医療機関が、その名称及び所在地その他規則第61条に定める変更を行うべき事項に変更を生じた場合は、当該指定自立支援医療機関に対し、法第64条の規定に基づき、変更の届出（以下「変更届出」という。）を別紙様式2により当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に提出させること。
- (2) 都道府県知事は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には適宜別紙様式5による質問や指導を行うこと。

3 指定の更新

- (1) 法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）からの指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）は、別紙様式3により当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に提出させること。なお、当該更新申請書の提出の際、変更申請及び変更届出の提出漏れが確認された場合は、速やかに変更申請及び変更届出を提出させること。
- (2) 都道府県知事は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式6により速やかに更新申請者へ通知すること。

4 その他

- (1) 都道府県知事は、規則第60条に定めるように良質かつ適切な自立支援医療を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出、更新申請等の必要な手続について、提出漏れが生じないよう指定自立支援医療機関への指導を行うこと。特に有効期間の満了を迎える指定自立支援医療機関に対しては、予め更新の意向等を確認し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組むこと。
- (2) 都道府県知事は、指定自立支援医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取り消しがあった場合は、法第69条の規定に基づき公示し、自立支援医療の支給認定を受けている障害者、障害児の保護者及びその他関係機関等に対して、ホームページや広報を通じて広く周知すること。

第2 審査（確認）

審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

(1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

(2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

(4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

(5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なH I V感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

(7) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

(8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

3 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

(2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

(3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程

(平成十八年二月二十八日)
(厚生労働省告示第六十五号)

障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十条の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程

(指定自立支援医療機関の義務)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第一号に規定する育成医療(以下「育成医療」という。)又は同条第二号に規定する更生医療(以下「更生医療」という。)を行う指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。)は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。

(平二五厚労告六・一部改正)

(診療の拒否の禁止)

第二条 指定自立支援医療機関は、自立支援医療を受ける障害者又は障害児(育成医療又は更生医療を受ける者に限る。以下「受診者」という。)の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

(診療開始時の注意)

第三条 指定自立支援医療機関は、障害者又は障害児の保護者から法第五十四条第三項に規定する医療受給者証(以下「受給者証」という。)を提出して受診者の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

2 指定自立支援医療機関は、受給者証に記載された医療の具体的方針を変更しようとするときは、あらかじめ当該受給者証を交付した市町村と協議し、その承認を受けなければならない。

(平二五厚労告二三・一部改正)

(診療時間)

第四条 指定自立支援医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第五条 指定自立支援医療機関が支給認定の有効期間を延長する必要があると認めるとき、又は受診者に対し移送を行うことが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めるときは、速やかに、その者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第六条 指定自立支援医療機関は、その診療中の受診者又は受診者の保護者及び当該者に対し支給認定を行った市町村から、自立支援医療につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(平二五厚労告二三・一部改正)

(診療録)

第七条 指定自立支援医療機関は、受診者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿)

第八条 指定自立支援医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

第九条 指定自立支援医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して受給者証を交付した市町村に通知しなければならない。

一 受診者が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。

二 受診者が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。

(平二五厚労告二三・一部改正)

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第十条 指定自立支援医療機関である健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う

者に限る。)若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第三条第二項及び第五条の規定は適用せず、第七条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護に限る。)の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて(指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によつて)」と、それぞれ読み替へて適用する。

(平二〇厚労告一六一・平二五厚労告二三・平二七厚労告一九五・一部改正)

(薬局に関する特例)

第十一条 指定自立支援医療機関である薬局にあつては、第三条第二項及び第五条の規定は適用せず、第七条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替へて適用する。

改正文 (平成二〇年三月三十一日厚生労働省告示第一六一号) 抄

平成二十年四月一日から適用する。

改正文 (平成二五年一月一八日厚生労働省告示第六号) 抄

平成二十五年四月一日から適用する。

改正文 (平成二五年二月一五日厚生労働省告示第二三号) 抄

平成二十五年四月一日から適用する。

改正文 (平成二七年三月三十一日厚生労働省告示第一九五号) 抄

平成二十七年四月一日から適用する。

大分県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療） 指定要領

第1 指定（変更）事務等

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの指定自立支援医療機関指定申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式により作成の上、大分県知事へ提出させることとする。

2 大分県知事は、自立支援医療を担当する医療機関の指定等に当たっては、大分県社会福祉審議会の意見に基づいて行うこととする。

ただし、次に掲げる場合は、大分県社会福祉審議会を経ずに、指定の決定を行うことができることとする。

（1）病院及び診療所が、医療機関の所在地、開設者の変更等に伴う医療機関コードの変更により第1指定（変更）事務等の1に規定する申請をした場合（主として担当する医師、歯科医師の変更等を除く。）について、第2審査（確認）の2（（7）及び（8）を除く。）及び3の指定審査基準を満たしているとき。

（2）法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）が、指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請をした場合（主として担当する医師、歯科医師の変更等を除く。）について、第2審査（確認）の2（（7）及び（8）を除く。）及び3の指定審査基準を満たしているとき。

ただし、審査結果については直近の大分県社会福祉審議会に報告を行うこととする。

（3）薬局が第1指定（変更）事務等の1に規定する申請をした場合について、第2審査（確認）の2（7）の指定審査基準を満たしているとき。

（4）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等、指定居宅サービス事業者、介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問介護を行う者に限る。）が第1指定（変更）事務等の1に規定する申請をした場合について、第2審査（確認）の2（8）の指定審査基準を満たしているとき。

3 自立支援医療を担当する医療機関の指定等は、大分県社会福祉審議会に設置する障害者福祉専門分科会の議決をもって、大分県社会福祉審議会の議決とする。

4 大分県知事は、審査結果に基づく指定に関する通知は、別紙様式により速やかに申請者へ通知することとする。

なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

5 申請の際に、特段の申出がない場合については、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱い、その場合の審査、指定等の事務につ

いては一括して行うこととする。

なお、申請者が、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請書にその旨を明記させることとし、この場合は申請のあった自立支援医療についてのみ審査、指定等の事務を行うこととする。

- 6 育成医療又は更生医療において担当する医療の種類を変更しようとする者（例えば、整形外科に関する医療を形成外科に関する医療に変更しようとする者）からの申請書は、別紙様式により作成の上、大分県知事へ提出させることとする。
- 7 指定自立支援医療を主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更等があった場合には、法第64条の規定により届け出るよう指導し、変更後の医師、歯科医師又は薬剤師の経歴等を確認することとする。なお、指定自立支援医療を主として担当する医師等の変更の届出に当たっては、申請書の添付書類に準じた書類を提出させることとする。また、確認した結果が不適当と認められるときは、他の医師、歯科医師又は薬剤師に変更させる等の指導を行うこととし、これが不可能な場合には、法第68条の規定に基づく指定の取消しを検討することとする。
- 8 指定自立支援医療機関が、その名称及び所在地その他規則第61条に定める変更を行うべき事項に変更を生じた場合は、当該指定自立支援医療機関に対し、法第64条の規定に基づき、変更の届出（以下「変更届出書」という。）を別紙様式により大分県知事に提出させることとする。
- 9 更新申請者からの指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）は、別紙様式により大分県知事に提出させることとする。

大分県知事は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を速やかに更新申請者へ通知することとする。

なお、更新事務に当たって留意する事項は、次のとおりであること。

 - (1) 当該更新申請書の提出の際、変更申請及び変更届出書の提出漏れが確認された場合は、速やかに変更申請及び変更届出書を提出させることとする。
 - (2) 指定自立支援医療を主として担当する医師等の変更の届出に当たっては、第1指定（変更）事務等の7により、申請時の添付書類に準じた書類を提出させることとする。
 - (3) 大分県知事は、更新申請等の必要な手続について、提出漏れが生じないように指定自立支援医療機関への指導を行うこととする。特に有効期間の満了を迎える指定自立支援医療機関に対しては、予め更新の意向等を確認し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組むものとする。
- 10 大分県知事は、指定自立支援医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取り消しがあった場合は、自立支援医療の支給認定を受けている障がい者、障がい児の保護者及びその他関係機関等に対して、ホームページ等を通じて広く周知することとする。

第2 審査（確認）

審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

(1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

(2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

(4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

(5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

(7) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有してい

ること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあっては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問介護を行う者に限る。）にあっては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

- 3 病院及び診療所にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあっては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

- (2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

- (3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあっては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又

は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ5例以上の経験を有していること。

附 則

この要領は、平成18年6月22日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年12月14日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年 1月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月 1日から適用する。

病院・診療所用 記入要領（新規・医師の変更等）

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
又、保険医療機関であることがわかるもの（指定通知書の写し等）を添付すること。
(※主たる医師変更の場合は添付不要。)

- 2 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。

(1) 眼科に関する医療	(9) 心臓移植に関する医療
(2) 耳鼻咽喉科に関する医療	(10) 腎臓に関する医療
(3) 口腔に関する医療	(11) 腎移植に関する医療
(4) 整形外科に関する医療	(12) 小腸に関する医療
(5) 形成外科に関する医療	(13) 肝臓移植に関する医療
(6) 中枢神経に関する医療	(14) 歯科矯正に関する医療
(7) 脳神経外科に関する医療	(15) 免疫に関する医療
(8) 心臓脈管外科に関する医療	

- 3 「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、医療の種類ごとに記載すること。

- 4 「自立支援医療を行うための収容設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。

- 5 (別紙1) 経歴書の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。

- 6 (別紙1) 経歴書の「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会加入年月日、学会における必要な記録を記載すること。

- 7 (別紙1) 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - (2) 病院研究機関等医師又は歯科医師が勤務し又は研究等のために利用した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。
(例えば、〇〇医科大学眼科学教室又は〇〇病院眼科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)
 - (3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
 - (5) 2以上の施設に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。
(例えば、〇〇医科大学整形外科週4日(延〇時間勤務)、〇〇病院週2日(延〇時間勤務)等)
 - (6) 大学院については、専門コースを明確に記載すること。(例えば、〇〇医科大学大学院医学研究科整形外科学教室等)

- 8 (別紙1) 経歴書には、指導者氏名、研究テーマ、研究の内容別(講義の受講、臨床的研究、理論的研究、実習等)期間、従事日数(1か月又は1週間あたり)、その他研究態様を明らかにするための主任教授等による証明書(別紙3)を添付すること。
- 9 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれ(別紙4)及び(別紙5)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
腎移植に関する医療を担当しようとする場合は、任意の様式により腎移植に関する臨床実績を3例以上記載したものを添付すること。
歯科矯正に関する医療を担当しようとする場合は、任意の様式により口蓋裂の歯科矯正の臨床経験を5例以上記載したものを添付すること。
- 10 (別紙2) 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備には、それぞれの医療の人員配置や特に必要とされる設備を記載すること。(※主たる医師変更の場合は添付不要。)
- 11 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙6)又は(別紙7)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 12 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙8)又は(別紙9)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 13 (誓約書) 欠格条項に該当しない旨の誓約書を添付すること。
(※主たる医師変更の場合は添付不要。)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書
（病院又は診療所）

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号		担 当 者 名	
	医療機関コード			
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
標榜している診療科目				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師又は 歯科医師の経歴		（別紙１）	自立支援医療を行うために 必要な体制及び設備の概要	（別紙２）
自立支援医療を行うための入院設備の定員			人	
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定（変更）されたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 殿</p>				

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

(別紙1)

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名	印	生年月日	
現 住 所					
関係学会 加入状況 (加入年月日)					
年 月 日	任 免 事 項	師事した指導者の氏名、学位論文名又は学会に提出した論文名			

(別紙2)

自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要

	品	目	数	量	品	目	数	量
設 備 (主要なもの)								
体 制								

(別紙3)

研究内容に関する証明書

医療機関名
氏名

印

1 研究テーマ

2 研究の内容別期間等

(1)教室における臨床実習

自 年 月 日 } 月間 (1週 日 時間)

至 年 月 日

(2)教授指導下での教室外における臨床実習

自 年 月 日 } 月間 (1週 日 時間)

至 年 月 日

3 その他の研究内容を明らかにするために必要な事項

主論文

副論文

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

大学名

氏名

印

(別紙4)

人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書

医療機関名
氏 名

印

1 専門研修

(1)研修期間

自 年 月 日

至 年 月 日

(2)医療機関及び指導医

2 臨床実績

期 間	患者数	回 数	医 療 機 関 名 等
年 月 ~ 年 月	人	回	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

3 透析療法従事職員研修受講の有無

(1)有 (年度研修)

(2)無

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名
氏 名

印

(別紙5)

中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書

医療機関名		主たる担当 医 師 名	
医療機関名	期 間	症 例 数	備 考
〇〇病院	年月日 ～	中心静脈栄養法 ()	
〇〇病院	～	()	
〇〇病院	～	()	
〇〇病院	年月日 ～	経腸栄養法	
〇〇病院	～		
〇〇病院	～		
〇〇病院	～		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名
氏 名

印

(記載要領)

- 1 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 2 「主たる担当医師名」欄には、小腸に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 3 症例数を記入する欄には個々の症例を直近時から遡って記載し、調査票の記入欄を満たす範囲内で症例数を計上すれば足りること。
ただし、既定の症例数（中心静脈栄養法20例以上、経腸栄養法10例以上）について、患者性別、年齢、期間等の一覧を別途添付すること。
- 4 中心静脈栄養法の症例数のうち、在宅中心静脈栄養法については（ ）内に再掲すること。
(1) 同一症例に対し断続的に繰り返し行った場合は、その都度、症例と数えて差し支えないこと。
(2) 中心静脈栄養法を開始した時点からその中心静脈栄養法の終了した時点までが10日間以上のものを症例として計上すること。
なお、カテーテル感染によりカテーテルを抜去し、同一日ないし翌日に再挿入した場合は1回とみなし、複数の症例として計上しないこと。

(別紙6)

心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）

医療機関名		主たる担当 医 師 名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備 考
年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		心臓移植後の抗免疫療法 病院 病院 H P	(国名)
年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		心臓移植術 病院 H P	(国名)

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名
氏 名

印

(記載要領)

- 1 医療機関名は、正式名称を記載すること。
- 2 「主たる担当医師名」欄には、心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」欄には、「主たる担当医師名」に記載した医師が、これまでに心臓移植術後の抗免疫療法を実施した期間を直近時から遡って記載すること。
また、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設で心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床研修等の経験がある場合は、記載しても差し支えない。
- 4 「実施医療機関名等」欄には、これまでに心臓移植術後の抗免疫療法を実施した医療機関名等を記載すること。
なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。
- 5 心臓移植術の経験がある場合は、心臓移植術についても記載すること。

(別紙7)

心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）

所属する 医療機関		連携する 医師名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備 考
年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		心臓移植術 病院 HP (国名)	
年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		心臓移植術後の抗免疫療法 病院 HP (国名)	
連携する医師の経歴書	生年月日		学位
年月日	任免事項	師事した指導者名、学位論文名又は学会論文名	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名

氏 名

印

(記載要領)

- 1 医療機関名は、正式名称を記載すること。
- 2 「連携する医師名」欄には、心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療について連携する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」、「実施医療機関名等」欄には、「連携する医師名」に記載した医師が、これまでに心臓移植又は心臓移植術後の抗免疫療法を実施した実績を直近時から遡って記載すること。

なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。

(別紙8)

肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）

医療機関名		主たる担当 医 師 名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備考
年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		肝臓移植術後の抗免疫療法 病院 病院 H P	(国名)
年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		肝臓移植術 病院 H P	(国名)

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名

氏 名

印

(記載要領)

- 1 医療機関名は、正式名称を記載すること。
- 2 「主たる担当医師名」欄には、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」欄には、「主たる担当医師名」に記載した医師が、これまでに肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した期間を直近時から遡って記載すること。
また、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設で肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床研修等の経験がある場合は、記載しても差し支えない。
- 4 「実施医療機関名等」欄には、これまでに肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した医療機関名を記載すること。
なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。
- 5 肝臓移植術の経験がある場合は、肝臓移植術についても記載すること。

(別紙9)

肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）

連携する 医療機関		連携する 医師名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備考
年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月		肝臓移植術後の抗免疫療法 病院 HP (国名)	
年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月		肝臓移植術 病院 HP (国名)	
連携する医師の経歴書	生年月日	学位	
年月日	任免事項	指示した指導者名、学位論文名又は学会論文名	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名

氏 名

印

(記載要領)

- 1 医療機関名は、正式名称を記載すること。
- 2 「連携する医師名」欄には、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療について連携する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」、「実施医療機関名等」欄には、「連携する医師名」に記載した医師が、これまでに肝臓移植術又は肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した期間を直近時から遡って記載すること。

なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。

病院・診療所用 記入要領（更新）

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。

(1) 眼科に関する医療	(9) 心臓移植に関する医療
(2) 耳鼻咽喉科に関する医療	(10) 腎臓に関する医療
(3) 口腔に関する医療	(11) 腎移植に関する医療
(4) 整形外科に関する医療	(12) 小腸に関する医療
(5) 形成外科に関する医療	(13) 肝臓移植に関する医療
(6) 中枢神経に関する医療	(14) 歯科矯正に関する医療
(7) 脳神経外科に関する医療	(15) 免疫に関する医療
(8) 心臓脈管外科に関する医療	
- 3 「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 4 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 5 （誓約書）欠格条項に該当しない旨の誓約書を添付すること。
- 6 （自己点検表）点検項目について適切に行われているか確認し、添付すること。
- 7 既に指定を受けている（変更届出書を提出している）内容について、次の（１）～（８）の項目に変更があった場合は、更新申請書等と併せて変更の届出等（添付書類を含む）を行うこと。

（以下のいずれの項目にも変更がない場合は、更新申請書、誓約書、自己点検表のみを提出すること。）

 - （１） 医療機関の名称
 - （２） 医療機関の所在地
 - （３） 開設者の名称（氏名）
 - （４） 開設者の住所（所在地）
 - （５） 標ぼうしている診療科名
 - （６） 自立支援医療を行うための入院設備の定員
 - （７） 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（別紙１を添付）
 - （８） 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師（指定申請と同様の書類添付）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（病院又は診療所）

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号		担 当 者 名	
	医療機関コード			
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
標榜している診療科目				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師又は 歯科医師の氏名			自立支援医療を行う ために必要な体制及び 設備の変更の有無	有・無
自立支援医療を行うための入院設備の定員		人		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 殿</p>				

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

(別紙1)

自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要

	品	目	数	量	品	目	数	量
設 備 (主要なもの)								
体 制								

(誓約書)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

大分県知事 殿

開設者 { 住 所
氏名又は名称 印
生年月日
※法人が開設者の場合には、代表者の職名、氏名及び生年月日まで記入してください。

下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定に該当しないことを誓約します（役員含む）。

記

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に係る自己点検表（病院・診療所）

1. 医療機関の概要

医療機関名	
所在地	〒 ー
連絡先	電話 F A X
担当者名	

2. 自己点検表（点検日：平成 年 月 日）

点検項目	点検結果 ※該当する項目に○		根拠法令	今後の改善策 ※点検項目の中で「不適切」な場合のみ記入 願います。
	適切	不適切		
第1 基本方針	(1) 指定自立支援医療機関は、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。	適切	不適切	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（H17法律第123号、以下[法]）第61条 ○法施行規則第60条
第2 療養担当規程の遵守状況	(1) 受診者の診療を正当な理由がなく拒んでいないか。	適切	不適切	○平18厚告65指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（以下療養担当規定）第2条
	(2) 医療受給者証が有効であることを確認した上で診療しているか。	適切	不適切	○療養担当規定第3条第1項
	(3) 医療受給者証に記載された医療の具体的方針により診療を行っているか。また、具体的方針の変更が必要な場合は、受診者による市町村長等への申請（具体的方針の変更が必要な医師の意見書を添付）の上で、市町村長等の変更の承認を受けた具体的方針により診療しているか。	適切	不適切	○療養担当規定第3条第2項 ○平18障発第0303002号「自立支援医療費の支給認定について」別紙1,2「自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱」第5、別紙3「自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱」第6
	(4) 受診者がやむを得ない事情がある場合、便宜な時間を定めて診療しているか。	適切	不適切	○療養担当規定第4条
	(5) 支給認定の有効期間の延長が必要と認めるとき等、必要な手続きを障害者に勧奨する等必要な援助を与えているか。	適切	不適切	○療養担当規定第5条
	(6) 指定自立支援医療を診療中の受診者、市町村等から必要な証明書又は意見書等を求められた時は無償で交付しているか。	適切	不適切	○療養担当規定第6条
	(7) 診療録に、必要な事項を記載しているか。	適切	不適切	○療養担当規定第7条
	(8) 診療及び診療報酬の請求に関する帳簿等を完了の日から5年間保存しているか。	適切	不適切	○療養担当規定第8条
第3 人員体制、設備の整備状況	(1) 患者やその家族へ各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施が行えるスタッフの体制整備がされているか、また、診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜料が示されているか。	適切	不適切	○平18障病発第0303005号「指定自立支援医療機関の指定について」別紙1第2-2 ○大分県自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領第2-2
第4 その他	(1) 自立支援医療費の請求は適正に行われているか。	適切	不適切	○法第58、68条第1項第4号
	(2) 負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか、また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。	適切	不適切	○平18障発第0303002号「自立支援医療費の支給認定について」別紙1「自立支援医療費支給認定通則実施要綱」第7の3
	(3) 医療機関の名称及び所在地等に変更があったときは、都道府県知事に届け出ているか。 【届出事項】 ○ 病院又は診療所の名称及び所在地 ○ 開設者の住所及び氏名又は名称 ○ 保険医療機関である旨 ○ 標榜している診療科名（担当しようとする自立支援医療の種類に関係があるものに限る。） ○ 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴 ○ 指定自立支援医療を行うために必要な設備の概要 ○ 診療所にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員 【留意事項】 ※主として担当する医師又は歯科医師を変更する場合は、申請書の添付書類に準じた書類の提出が必要になるので、特に速やかに県に連絡すること。 ※医療機関の所在地、開設者の変更等に伴う医療機関コードの変更が生じる場合は、廃止届出及び新規申請が必要となるので、特に速やかに県に連絡すること。	適切	不適切	○法第64条 ○法施行規則第61、62条 ○大分県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領第1-8
	(4) 医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したときは都道府県知事に届け出ているか。	適切	不適切	○法施行規則第63、64条

※点検結果により、「不適切」に該当した項目に関しては、速やかに改善策等を講じてください。

※自立支援医療の実績がない場合は、「第3 人員体制、設備の整備状況」のみ記入し、その他の項目には、「実績なし」と記入してください。

変更の届出 記入要領

1 以下の項目に変更があった場合は、速やかに届出を行うこと。

なお、医療機関の移転や運営母体の合併等により医療機関コードが変更される場合（※1）、又は主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師が変更される場合（※2）については、届出等の方法が異なるので、留意すること。

- (1) 医療機関の名称、所在地
- (2) 開設者の名称（氏名）、住所（所在地）
- (3) 標ぼうしている診療科名のうち担当している医療の種類に関係のあるものの変更
- (4) 自立支援医療（育成医療又は更生医療を行う病院及び診療所に限る。）を行うために必要な体制及び施設の概要
- (5) 診療所（育成医療又は更生医療を行うものに限る。）にあつては、入院施設の有無及び有するときはその定員
- (6) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師
- (7) 調剤を担当している管理薬剤師
- (8) 調剤を行うため（育成医療又は更生医療に限る。）の設備及び施設の概要
- (9) その他必要な事項

2 上記1の項目のうち、(4)～(8)に変更があった場合は、以下の書類を添付すること。

- (4) 又は(5) ……自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（変更後のもの）
- (6) 又は(7) ……新規申請に準じた書類一式
- (8) ……調剤を行うための設備及び施設の概要及び見取図（変更後のもの）

※1 <医療機関コードが変更となる場合>

医療機関の所在地、開設者の変更等により医療機関コードが変更となる場合は、原則として廃止届を提出の上、指定申請を行うことになるので、留意すること。

※2 <主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師が変更となる場合>

自立支援医療を主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）の変更等がある場合は、指定申請に準じた書類を提出すること。変更後の医師等の経歴等を確認した結果が不相当と認められるときは、他の医師等に変更させる等の指導を行い、これが不可能な場合には、指定の取消しを検討するので、留意すること。

指定自立支援医療機関変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

指定医療機関の開設者
住所（所在地）

氏名（名称） 印

指定医療機関指定申請書の記載事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

医療機関	名 称	
	所 在 地	
開設者	住 所	
	氏名又は名称	
担当している自立支援医療の種類		1 育成医療 2 更生医療 3 精神通院医療
変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日

指定自立支援医療機関（休止・廃止・再開）届出書

大分県知事

殿

指定医療機関の開設者
住所（所在地）

氏名（名称）

印

指定自立支援医療機関の業務を（休止・廃止・再開）したので、次のとおり届け出ます。

医療機関	名称	
	所在地	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
担当している自立支援医療の種類		1 育成医療 2 更生医療 3 精神通院医療
（休止・廃止・再開）年月日		年 月 日
休止・廃止の理由及び再開の見込み		

※「休止・廃止・再開」のうち該当するものに○を付けること。

指定自立支援医療機関処分届出書

年 月 日

大分県知事 殿

指定医療機関の開設者
住所（所在地）

氏名（名称） 印

（医療法・健康保険法・介護保険法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律・再生医療等の安全性の確保等に関する法律）に基づく処分を受けたので、次のとおり届け出ます。

医療機関	名 称	
	所 在 地	
開設者	住 所	
	氏名又は名称	
担当している自立支援医療の種類	1 育成医療 2 更生医療 3 精神通院医療	
処分を受けた日	年 月 日	
処分の概要		

※ 「医療法・健康保険法・介護保険法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律・再生医療等の安全性の確保等に関する法律」のうち該当するものに○を付けること。

様式第20号（第13条関係）

指定自立支援医療機関辞退申出書

年 月 日

大分県知事 殿

指定医療機関の開設者
住所（所在地）

氏名（名称） 印

指定自立支援医療機関の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

医療機関	名 称	
	所 在 地	
開設者	住 所	
	氏名又は名称	
担当している自立支援医療の種類	1 育成医療 2 更生医療 3 精神通院医療	
辞退年月日	年 月 日	
辞退の理由		